

市報第4号 横浜市介護保険条例等の一部改正についての専決処分報告

1 趣旨

「介護医療院の創設」及び「介護サービス情報公表制度に係る事務の権限移譲」（いずれも平成30年4月1日施行）に伴い、手数料の設定にあたり「横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）」の一部改正が必要となります。しかし、その改正根拠となる「介護保険法施行規則」及び「地方自治法施行令」は、それぞれ平成30年3月22日及び28日に公布されました。

そこで、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成30年3月30日に市長において専決処分を行いました。

つきましては、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものです。

2 改正概要

(1) 介護医療院の開設許可申請等に係る手数料について

ア 概要

介護保険法が改正され、新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の開設許可申請等に係る手数料を定めました。

【参考】

介護医療院とは、慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

イ 手数料の考え方

介護老人保健施設の開設許可申請等と同額としました。

ウ 手数料額

(ア) 開設許可申請	63,000円
(イ) 変更許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る）	33,000円
(ウ) 許可更新申請	25,000円

(2) 介護サービス情報の公表等に係る手数料について

ア 概要

介護サービスの情報公表制度に係る事務が、都道府県から政令指定都市へ権限移譲されたことに伴い、公表及び調査に係る手数料を定めました。

【参考】

介護サービスの情報公表制度とは、市民が介護サービス事業者の選択に資することを目的に、介護サービス事業者の運営状況等の情報を自治体が公表するものです。

イ 手数料の考え方

神奈川県を参考に、簡便な金額とするため、公表手数料は百円未満、調査手数料は千円未満の端数を切り捨てました。

ウ 手数料の種別及び手数料額

	区分	神奈川県	横浜市
(ア) 公表手数料	新規事業者	5,680	5,600
	既存事業者	6,380	6,300

	区分	神奈川県	横浜市
(イ) 調査手数料	居宅介護支援	20,070	20,000
	(予防)福祉用具貸与、(予防)福祉用具販売	20,470	
	(予防)訪問入浴	20,870	
	(予防)訪問介護、夜間対応型訪問介護	20,970	
	(予防)訪問リハビリテーション	21,070	21,000
	(予防)小規模多機能型居宅介護	21,370	
	(予防)訪問看護	21,570	
	(予防)認知症対応型共同生活介護	21,570	
	通所介護、地域密着型通所介護(療養通所介護を除く)、 (予防)認知症対応型通所介護	22,870	22,000
	介護療養型医療施設、 (予防)短期入所療養介護(老人保健施設で行うものを除く)	23,050	23,000
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23,070	
	(予防)通所リハビリテーション	23,170	
	看護小規模多機能型居宅介護	23,170	
	(予防)特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	23,270	
	通所介護、地域密着型通所介護(療養通所介護を除く)、 (予防)認知症対応型通所介護 と 療養通所介護を併設	23,570	
	老人保健施設、 (予防)短期入所療養介護(老人保健施設で行うものに限る)	23,650	
	療養通所介護(他に記載のある療養通所介護を除く)	23,670	
	介護老人福祉施設、(予防)短期入所生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設	23,750	
	(予防)通所リハビリテーション と 療養通所介護を併設	24,070	24,000
	(予防)訪問看護 と 療養通所介護を併設	25,570	25,000

※ 1つの事業所が同一区分内の複数のサービスの指定を受けている場合は、それらは1つのサービスとして手数料を徴収します。

3 条例施行日

平成30年4月1日

市報第4号 横浜市介護保険条例等の一部改正についての専決処分報告（新旧対照表）

改正前			改正後		
横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）			横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）		
別表			別表		
手数料の徴収に係る申請	手数料の名称	手数料の額	手数料の徴収に係る申請等	手数料の名称	手数料の額
(省略)			(省略)		
			法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請	介護医療院開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
			法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請	介護医療院変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
			法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請	介護医療院開設許可更新申請手数料	1件につき 25,000円
(省略)			(省略)		
			法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の公表	介護サービス情報公表手数料	この表法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査の項（以下「調査の項」という。）右欄に

改正前	改正後		
			<p><u>規定する介護サービス情報の区分に応じ、同条第1項の規定により介護サービスの提供を開始しようとするときに行う報告に係る介護サービス情報</u> 1件につき 5,600円</p> <p><u>調査の項右欄に規定する介護サービス情報の区分に応じ、法第115条の35第1項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の44に規定するときに行う報告に係る介護サービス情報</u> 1件につき 6,300円</p> <p><u>法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査</u></p>
	<p><u>介護サービス情報調査手数料</u></p>	<p><u>訪問介護及び夜間対応型訪問介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u></p>	

改正前	改正後		
			<u>1 件につき</u> <u>20,000 円</u>
			<u>訪問入浴介護及</u> <u>び介護予防訪問</u> <u>入浴介護のうち</u> <u>いずれか 1 以上</u> <u>に係る介護サー</u> <u>ビス情報</u>
			<u>1 件につき</u> <u>20,000 円</u>
			<u>訪問看護及び介</u> <u>護予防訪問看護</u> <u>のうちいずれか</u> <u>1 以上に係る介</u> <u>護サービス情報</u> <u>1 件につき</u> <u>21,000 円</u>
<u>訪問看護及び介</u> <u>護予防訪問看護</u> <u>のうちいずれか</u> <u>1 以上並びに地</u> <u>域密着型通所介</u> <u>護（横浜市指定</u> <u>地域密着型サー</u> <u>ビスの事業の人</u> <u>員、設備、運営</u> <u>等の基準等に関</u> <u>する条例（平成</u> <u>24年12月横浜市</u> <u>条例第77号）第</u> <u>60条の21に規定</u> <u>する指定療養通</u> <u>所介護（以下「</u> <u>指定療養通所介</u> <u>護」という。）に</u>			

改正前	改正後		
			<p>限る。)に係る介護サービス情報 1 件につき 25,000円</p> <p>訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1 件につき 21,000 円</p> <p>通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1 件につき 22,000 円</p> <p>通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか1以</p>

改正前	改正後		
			<u>並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）に係る介護サービス情報</u> <u>1 件につき</u> <u>23,000 円</u>
			<u>地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）に係る介護サービス情報</u> <u>1 件につき</u> <u>23,000円</u>
			<u>通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか</u> <u>1 以上に係る介護サービス情報</u> <u>1 件につき</u> <u>23,000円</u>
			<u>通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか</u> <u>1 以上並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）に係る介護サービス情報</u>

改正前	改正後		
			<p><u>1 件につき</u> 24,000 円</p> <p><u>特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護のうちいずれか 1 以上に係る介護サービス情報</u> 1 件につき 23,000円</p> <p><u>福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか 1 以上に係る介護サービス情報</u> 1 件につき 20,000円</p> <p><u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る介護サービス情報</u> 1 件につき 23,000円</p> <p><u>小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多</u></p>

改正前	改正後		
			<u>機能型居宅介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報1件につき21,000円</u>
			<u>認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報1件につき21,000円</u>
			<u>複合型サービスに係る介護サービス情報1件につき23,000円</u>
			<u>居宅介護支援に係る介護サービス情報1件につき20,000円</u>
			<u>介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか1以上に</u>

改正前	改正後		
			<p><u>係る介護サービス情報</u> <u>1 件につき</u> <u>23,000円</u></p> <p><u>介護老人保健施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものに限る。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u> <u>1 件につき</u> <u>23,000円</u></p> <p><u>介護療養型医療施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものを除く。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u> <u>1 件につき</u> <u>23,000円</u></p>